

随意契約結果(物品供給等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「世界図・日本図扇面」買入	その他	個人	4,300,000円	令和7年1月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—
2	「豊臣秀吉画像 古潤慈稽賛」買入	その他	個人	4,750,000円	令和7年1月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—
3	令和6年度特定計量器定期検査事務 管理システム機器 長期借入	OA機器	(株)SBS情報システム	5,887,200円	令和7年2月10日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—
4	旭複合施設冷却塔下部漏水修繕	その他	空研工業(株)大阪支店	1,177,000円	令和7年3月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

「世界図・日本図扇面」買入

2 契約の相手方

個人

3 随意契約理由

本業務は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入した資料は、扇の表裏に絵師が描いた世界地図と日本地図で、豊臣時代における日本と世界の関係をしめす貴重な資料として、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考え、当該資料は1点かぎりの文化財であり、現在、個人が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6944-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「豊臣秀吉画像 古澗慈稽賛」買入

2 契約の相手方

個人

3 随意契約理由

本業務は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入した資料は、豊臣秀吉の画像で、秀吉没後ほどない慶長 11 年（1606）に制作され、賛を建仁寺の高僧古澗慈稽（こかんじけい）がしたための優品である。大阪城や豊臣時代の歴史にとってきわめて重要な作品であり、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考え、当該資料は1点かぎりの文化財であり、現在、個人が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6944-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度特定計量器定期検査事務管理システム機器 長期借入

2 契約の相手方

株式会社 SBS 情報システム

3 随意契約理由

本案件は特定計量器定期検査事務管理システム（以下「システム」という。）で使用するソフトウェア（以下「ソフト」という。）をセットアップした機器等を借り入れるものである。

本市が現在使用しているシステムは株式会社 SBS 情報システム（以下「SBS」という。）のソフトを使用しており、他社製ソフトを導入した場合、現行のソフトで作成した台帳や受検記録等のデータをそのまま移管することができず、データ形式を変更して移管した場合、データ消失や不整合のリスクがある。他社製ソフトを用いてデータが正常に移管できなかった場合、計量法に定める特定計量器定期検査事務の遂行に支障をきたすこととなる。

システムを引き続き使用するためには、SBS 社製のソフトを機器等にセットアップする必要があるが、その作業はSBS 社内で行うことができない。また、機器等の借入を別契約で行った場合、機器等へのセットアップ後、不具合が生じた際にソフト、機器等どちらにも問題があるのか責任の所在が明らかにならない場合がある。

特定計量器定期検査事務を実施するためには安定的なシステム稼働が必要でありソフト、機器等のどちらかに不具合等が発生した場合、特定計量器定期検査業務の執行に多大な影響を及ぼすことから、迅速な復旧対応を行うためにはソフト、機器等を一体として借入する必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局産業振興部計量檢査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 案件名称

旭複合施設冷却塔下部漏水修繕

2 契約の相手方

空研工業株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本修繕は、旭複合施設に設置されている冷却塔について、劣化箇所の修繕を行うものである。

当施設の冷却塔は、空調設備を構成する設備機器の一部であり、冷房の運転を行うために冷却水を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものであるが、経年劣化により冷却水受け水槽を支持する架材が脱落し、水槽にクラックが入ったことにより水漏れが生じており、十分な能力が発揮されていない状態である。

現状のまま放置すると、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、劣化箇所の修繕を行う必要がある。

機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに 制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である空研工業(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが修繕できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5188）